尾張北部権利擁護支援センター　法人受任ガイドライン

1　本ガイドラインの性格

本ガイドラインは、尾張北部権利擁護支援センター（以下、「センター」という。）が法人受任する場合の要件を厳格に定めるものではなく、適正運営委員会（受任調整委員会を含む。）において、委員が法人受任の適否を審査する際の拠り所とするものであり、法人受任の適否は、個別事案に応じて総合的に判断されるものである。

2　センターによる法人受任の位置づけ

（１）センターは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（平成２９年３月２４日閣議決定）による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの中核機関[1]として位置づけられており、市町から委託された公的な事業を運営する機関である。

（２）一方で、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年３月２５日閣議決定）においては、法人後見を進める必要があり、その担い手として社会福祉協議会に期待しているところ[2]、現時点では当区域における各市町の社会福祉協議会では法人受任を担う予定はなく、当区域においては法人受任はセンターが担っている。

（３）中核機関としての役割と積極的に法人受任を担う役割とのバランスが求められる。

3　センターによる法人受任が積極的に求められる背景

（１）昨今、専門職団体に依頼した候補者推薦について、団体において適当な候補者が見つからないと回答されることが増え、本来後見人等選任を急ぐべき市長・町長申立ての案件でも推薦に時間を要し、適切な候補者が決まらない場合もでてきている。

（２）また、保佐、補助類型の障害のある人については頻回な訪問を求められることが多く、相性による問題も出現しがちであるため、法人受任がより適している。現にセンターにおいて障害のある人の法人受任が増えている。

（３）さらに、センターは、市民後見人養成事業の受託をしており、社会貢献を目的

に市民後見人候補者名簿に登録した人たちに、社会貢献の機会を用意していかなければならないが、安心できる市民後見人養成事業運営のため、当分の間「リレー方式」[3]を採ることが望ましい。

4　センターによる法人受任を検討するケース

（１）個人による受任が困難な場合

複合的な課題がある場合、頻回な支援が求められる場合、支援の枠組みが不十分である場合、個人ではリスクが高い場合、報酬が見込めない場合など、専門職協力者名簿に登載した候補者で調整が困難な場合、センターが受任する。

なお、原則、法律的課題がないことが求められるが、法律職に個別委任できる場合は、センターが受任する。

（２）センターによる受任が望ましい場合

法人受任の場合、組織による対応ができるため、頻回な対応、障害のある人への長期的な対応、遠方への転居が見込まれる場合の短期の対応、担当者の交代など法人ならではのメリットがあるため、積極的に法人受任が望ましいと判断される場合は、センターが受任する。

（３）近い将来、市民後見人への移行が見込める場合

当面の課題を解決すれば、生活環境が安定すると見込める人については、課題解決後、市民後見人候補者にリレーすることを予定し、いったんセンターが法人受任する。なお、法人受任の期間は、１年程度とする。

5　センターによる法人受任の体制

（１）法人受任にかかる事務が、尾張北部権利擁護支援センター運営事業に支障をきたさないようにしなければならない。当面の上限は、30 件とする。

（２）そのため、できるだけ専門職で受任されるよう専門職協力者名簿を充実させていくよう努める。また、社会福祉協議会等での法人受任についても、引き続き、協議をすすめ、センター以外の法人受任可能な法人を増やしていくよう努める。

（３）個人による受任が困難と見込まれる案件の多くは、細やかな金銭管理、頻回な電話対応、訪問等が必要となるケースが多いが、これらの業務は必ずしも社会福祉士でなくても対応できる業務であるので、法人後見支援員としての人員確保をして

いく。

２０２３年１０月１１日　全文改定（適正運営委員会において確認）

（以下、注釈）

---

[1] 「中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。 ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け 、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割。 ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）。 中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。」（第二期基本計画、p.24）

[2] 「法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。」（第二期基本計画、p.54）

[3] 「リレー方式とは、例えば、専門職後見人が選任されている継続中の事件で既に課題が解決している事案、開始時の課題が選任の隘路になるが当該課題解決後に市民後見人が活躍できる事案を専門職後見人から市民後見人に交代する方式。この方式であれば、従前の経過を知る専門職後見人の協力を得て、裁判所・関係機関等でより効果的な連携が可能となり、当初課題対応に専門職が力を発揮した上でより身近な市民後見人が強みを活かした関与が可能となる」（最高裁判所資料から抜粋、https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000797796.pdf）